

健 保 だより

No.198 2019 3
(臨時号) MARCH

東部ゴム健康保険組合
<http://www.toubugomukenpo.or.jp>



平成31年度予算がまとまりました

健康保険料率の引き下げを実施いたします
介護保険料率は協会けんぽと同率になります

当健保組合の平成31年度予算が、先に開催された組合会で承認されました。
平成31年度は健康保険料率を「千分の98」に引き下げ、介護保険料率は協会けんぽと同率の「千分の17・3」で予算を編成いたしました。

※本文中の金額表示は、十万円単位を四捨五入しています。※概要表グラフは端数処理の関係で、一部合計の合わない箇所があります。

健康保険

平成元年度に19・7兆円だった国民医療費は、28年度にはその2倍以上となる42兆円を超えました。また、高齢者医療費も人口の高齢化を受けて進行形で増え続けています。厚生労働省の将来見通しによると、医療給付費は2040年度には70兆円近くにまで膨らむとされており、高齢者医療費負担のあり方等を含めた改革が求められています。

健保組合においては、根幹事業のひとつである保健事業を通じて、加入員のみなさまの健康を守るお手伝いを積極的に展開していくことが、これまで以上に求められています。企業が従業員の健康リスクを減らし、健保組合の財政運営好転につなげることが、今後の医療保険財政を左右するといっても過言ではありません。みなさまにおかれましては、ご自身の、そしてご家族

収入

健保組合の収入源である保険料については、前年度とほぼ同額の57億5、500万円を見込みました。保険料算出の基礎数値であります標準報酬月額については、わずかながら増加を見込んだものの、保険料のみですべての支出項目をまかなうことは困難であるため、前年度決算残金の一部を繰り越し、収

入項目に計上して収支のバランスをとる予算を編成いたしました。

支出

支出ではみなさまが病気やけがなどで医療機関に受診した際に発生する保険給付費と、高齢者医療制度に対する納付金・支援金で占められ、31年度のこの2つの項目の合計は56億7、500万円と、保険料の98・6%を占める計算になります。その他の支出では健保組合の重要事業であります保健事業について、特定健診・特定保健指導に代表される疾病予防を中心として積極的に実施します。具体的な保健事業は4ページに掲載しておりますのでご利用くださいますようお願いいたします。

介護保険

健保組合は、40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）および特定被保険者※の方に納めていただいた介護保険料を「介護納付金」として国に納めています。

当健保組合では、平成27年度から全国健康保険協会（協会けんぽ）と同率の介護保険料を徴収しておりますが、31年度についても同様の取り扱いとすることになり、介護保険料率は協会けんぽと同率の「千分の17・3」に決まりました。

これにより31年度の介護保険収入は7億1、100万円を見込んでいます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者を有する40歳未満もしくは65歳以上の被保険者。

平成31年度 収入支出予算概要表

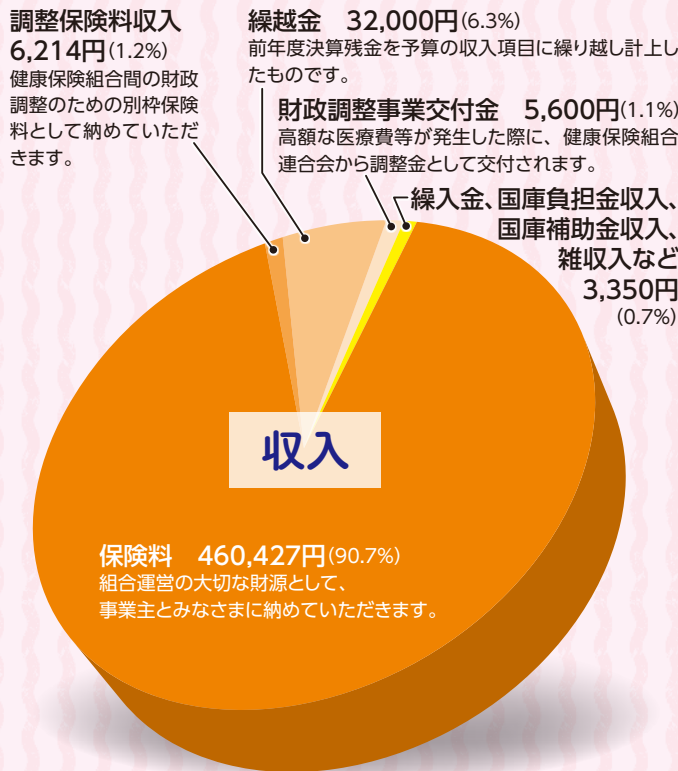
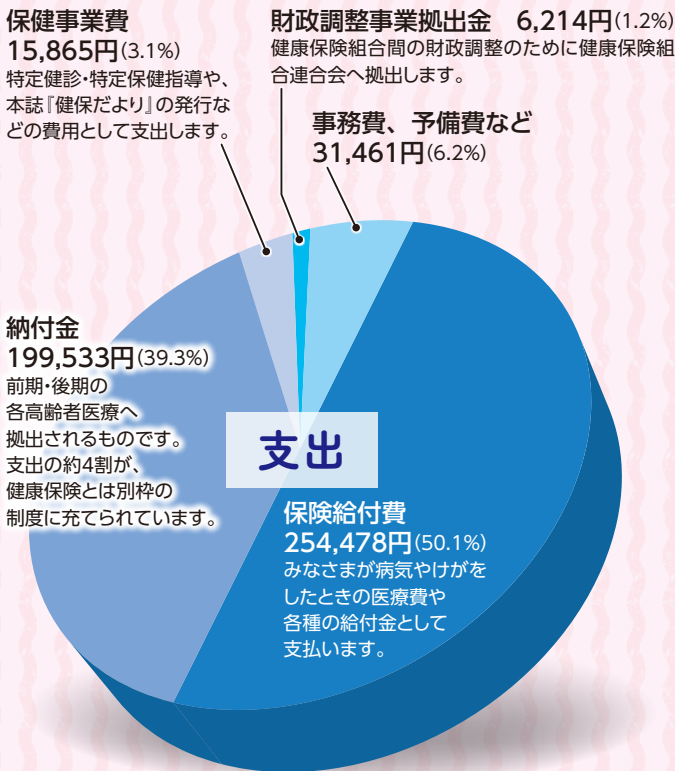
健康保険／収入			
科 目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)	
健康保険収入			
保険料	5,755,342	460,427	
国庫負担金収入・その他	2,607	208	
小計	5,757,949	460,636	
調整保険料収入	77,672	6,214	
繰越金	400,000	32,000	
繰入金	18,250	1,460	
国庫補助金収入	3,199	256	
特定健康診査等事業収入	27	2	
財政調整事業交付金	70,000	5,600	
雑収入			
利子収入	361	29	
施設利用料	216	17	
補助金等追加収入	6,929	554	
その他	10,291	823	
小計	17,797	1,424	
合 計	6,344,894	507,592	
経常収入合計	5,790,288	463,223	

健康保険／支出			
科 目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)	
事務費	156,467	12,517	
組合会費	2,471	198	
小計	158,938	12,715	
保険給付費			
法定給付費	3,175,727	254,058	
付加給付費	5,250	420	
小計	3,180,977	254,478	
納付金			
前期高齢者納付金	1,137,826	91,026	
後期高齢者支援金	1,356,196	108,496	
病床転換支援金	8	1	
退職者給付拠出金	129	10	
小計	2,494,159	199,533	
保健事業費	198,311	15,865	
還付金	915	73	
営繕費	1,501	120	
財政調整事業拠出金	77,673	6,214	
連合会費	3,830	306	
積立金	10,000	800	
雑支出	881	30	
予備費	217,709	17,417	
合 計	6,344,894	507,592	
経常支出合計	6,047,496	483,800	

経常収支差引額 ▲257,208千円

介護保険／収入			
科 目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)	
介護保険収入	711,095	91,992	
繰越金	50,000	6,468	
国庫補助金収入	1	—	
雑収入	15	2	
雑収入	2	—	
合 計	761,113	98,462	

介護保険／支出			
科 目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)	
介護納付金	686,424	88,800	
介護保険料還付金	300	39	
積立金	1	—	
雑支出	50	6	
予備費	74,338	9,617	
合 計	761,113	98,462	



予算総額 507、592円

みなさま1人当たりで見る予算（健康保険）

家庭用常備薬の斡旋をホームページ([http://www.toubugomukenpo .or.jp](http://www.toubugomukenpo.or.jp))にてご案内しています(3月31日まで)。ぜひともご利用ください！

東振協契約・平成31年度の各種健診のご案内

被保険者・被扶養者のみなさまを対象に、当健保組合が実施している東振協の各種健診をご案内します。
東振協は全国の医療機関（当健保組合は一般健診・生活習慣病予防健診は約180の医療機関、人間ドックは約590の医療機関）と契約し、健診事業を行っています。ぜひご利用ください。
なお、一般健診・生活習慣病予防健診の医療機関は各事業所へ2月12日に送付した契約医療機関名簿でご確認ください。人間ドックの医療機関は当健保組合ホームページでご確認ください。

- 健診料金は全国どこでも同一の料金です(下記表をご確認ください)。
みなさまの利便性に合った医療機関を選択し、受診できます。
- 検査項目は全国同一の検査内容です(検査項目は東振協ホームページでご確認ください)。
- 申し込みの際は直接医療機関へ「東部ゴム健保組合の組合員であること」を伝えて予約をとり、保険証を持参して受診してください。
- 特定健診の結果に基づいて、特定保健指導を行います。

定期的に健診を受けていると、病気の早期発見につながる可能性が高まります。年1回の健診で安心を手に入れましょう。

健診種類および健診コース		被保険者	被扶養者 (男性)	被扶養者 (女性)	受診者負担(税別)	受診期間	申込方法
一般健康診査 A1コース		35歳未満			1,000円	4月～10月	医療機関へ直接申し込み または各事業所経由で とりまとめて申し込み
生活習慣病予防健診 (特定健診含む) Bコース		35歳以上			3,000円		
// 子宮細胞診実施の場合					3,500円		
会場別巡回健診【夏or秋】	一般健康診査 A1コース	35歳未満			1,000円	夏季 8月～9月 秋季 11月～12月	
	生活習慣病予防健診 (特定健診含む) Bコース	35歳以上	35歳以上		3,000円		
	// 子宮細胞診実施の場合				3,500円		
婦人生活習慣病予防健診【春or秋】 (特定健診含む) 被保険者 C1コース 被扶養者 C3コース		35歳以上		35歳以上	3,500円	春季 4月～7月 秋季 10月～1月	
日帰り人間ドック (特定健診含む) Dコース		40歳以上	40歳以上	40歳以上	被保険者▶10,300円 被扶養者▶15,300円	年度内	

※年齢基準は、当該年度末です。
※上記料金は別途消費税がかかります。
※各種健診あわせて年度内1回の受診となります。重複受診にはご注意ください。
※当健保組合の資格を喪失した後に受診した場合は、料金の全額をお支払いいただきます。受診当日に資格があることをご確認ください。
※婦人生活習慣病予防健診は、東振協「オンライン申込サイト」より個人での申し込みができます。

直接契約医療機関追加のお知らせ

一般健診、生活習慣病予防健診について、下記医療機関と直接契約を結びました。どうぞご利用ください。

●日田市医師会立 日田検診センター 大分県日田市清水町803-1 TEL:0973-22-3600 FAX:0973-22-1754

契約期間 平成31年4月1日より

申込方法 直接医療機関へ「受診者名と東部ゴム健保組合の組合員であること」を伝えて予約をとり、保険証を持参して受診してください。

平成31年度 主な保健事業のご案内

毎日の健康管理は 健保組合の保健事業で!

当健保組合の平成31年度の事業計画をご案内します。
予算記事で紹介している保険料はみなさまや事業主の方々から納めていただいているもので、その多くは医療費の支払いに充てられますが、みなさまの健康をサポートする各種事業にも使われています。

1. 健康診査

- 1 特定健康診査・特定保健指導の実施
- 2 35歳以上被保険者対象の生活習慣病予防健診
- 3 35歳未満被保険者対象の一般健康診査
- 4 35歳以上被保険者・被扶養者対象の婦人生活習慣病予防健診
- 5 35歳以上被扶養者対象の生活習慣病予防健診
- 6 40歳以上被保険者対象の人間ドック（1泊、日帰り）
- 7 40歳以上被扶養者対象の人間ドック（日帰り）
- 8 40歳以上被保険者対象のPET検査
- 9 健康診査後の保健指導相談

2. 保健指導宣伝

- 1 医療費通知
(平成31年度より実施回数が変更になります)
原則年3回発行
- 2 機関誌の発行
年4回実施
- 3 事務担当者通信
年間
- 4 ホームページ開設
年3回配布
- 5 生活指導書等の配布
年2回配布
- 6 教養指導冊子の配布
年間
- 7 保健宣伝の共同活動
年間
- 8 健康表彰
年1回実施
- 9 ジェネリック差額通知
年1回実施

3. 体育奨励と契約保養所

- 1 健康管理委員会
年4回実施
- 2 健康管理事業推進委員会
年1回実施
- 3 家庭常備薬の斡旋
年2回実施
- 4 データヘルス計画
年間
- 1 契約保養所の利用補助
(1人1泊2,000円の補助)
休暇村・37カ所、東京都電機健康保険組合直営保養所3カ所、日本金型工業健康保険組合直営保養所3カ所、グリーンピア3カ所 ほか
- 2 東京都総合組合保健施設振興協会の健康フェスティバル(ウォークラリー、ウォーターフェスティバル、野球大会、一日介護・健康講座 等/本誌9月号にてご案内の予定)
- 3 山の家、海の家、プール、スキー等の契約施設(としまえん、よみうりランド、舞子観光協会 等)
- 4 「健康づくりセンター・へるすぴあ」および「スポーツクラブ・ルネサンス」

メンタルヘルス電話・WEB(無料)相談のご案内

当健保組合では、東振協(一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会/以下「東振協」)の「メンタルヘルス支援サービス」と利用契約を結んでいます。お悩みごとや1人で解決できない問題等を電話またはWEBで相談できますので、お気軽にご相談ください。

また、有料オプションにて対面相談もご利用できます。詳しくは、(一社)東振協のホームページ <http://www.toshinkyō.or.jp/mental/> をご覧ください。

スポーツクラブ ルネサンスで健康な体づくりを!

使いたい放題 **Monthly 8,424** 円/月 (税込)

月ごとに変更可能!
(変更手数料はかかりません)

1回ごとに **1Day** 法人会員
限定プラン **1,620** 円/回 (税込)

お得な
キャンペーンを
実施しています!

2019.4/6

6/2

Monthly コーポレート会員	入会時の手数料	レンタル用品
※新規でMonthlyコーポレート会員にご入会いただいた方のみ。 ※レンタル用品のお取り扱いがない店舗もございます。	0 円 (通常1,080円・税込)	タオル(大小セット)・シューズ・Tシャツ・ハーフパンツ 0 円 (通常3,564円/月・税込) 最大2カ月間
特別特典 Monthlyコーポレート会員 新規入会者 月会費ひと月分(月会費個人負担分) 無料 ※個人負担分をルネサンスが負担します。		

1Day コーポレート会員	レンタル用品
※新規で1Dayコーポレート会員にご入会いただいた方のみ。 ※レンタル用品のお取り扱いがない店舗もございます。	タオル(大小セット)・シューズ・Tシャツ・ハーフパンツ 0 円 (通常1,600円・税込) 入会当日

WEB入会について 東部ゴム健保組合ホームページをご覧ください
(専用サイトがございます)

ご不明な点はお問い合わせください

03-5600-5399

平日 10:00~17:30

はり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師の 施術にかかる療養費の申請方法が変更となります

現在、医師に同意を受けはり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師の施術を受けた場合は、施術を受けた機関にて一部負担金を支払い、残りの施術料については施術者が被保険者の委任を受けて健保組合に請求(代理受領)を行っていましたが、平成31年4月1日施術分からは「**施術を受けた方がいったん施術料全額を支払い、その施術料を療養費支給申請書に領収書等を添付のうえ健保組合に請求(償還払い)する取り扱い**」に変更する旨、先に開催された組合会にて承認されました。4月1日以降に施術を受ける方は、通常の療養費申請と同様に請求をお願いいたします。

クロス
ワード
パズル

第133回
けんぼクイズ

©スカイネットコーポレーション

全部できたら二重ワクの文字をABC順に読んでください。
その言葉が答えです。

★タテのカギ

- お花見を楽しむ木
- AM、FMといえば
- 横浜や長崎にある中華
- 太陽の光。春は柔らかくて暖かい
- 色気より食い気! 私は花より
- 料亭にある水槽
- オニイトマキエイの別称
- 故事成語「 の陣」
- 童謡「七つの子」に歌われる鳥
- みずみずしい若葉の色
- モンシロ の舞うキャベツ畑

★ヨコのカギ

- 「鯖」と書く、西京漬けが美味な魚
- 勉強するのにかかるお金
- お殿様やお姫様が登場する 劇
- 「百獣の王」と称される
- 割り ⇄割り引き
- 炊きたてを明太子と一緒にパクッ!
- 春、山のふもとなどにかかる雲状のもの
- カワウソはこの仲間
- ウエディング用は純白
- 謎解きを楽しむ 小説
- 日本の初代総理大臣、 博文

●応募資格 当健保組合の被保険者およびそのご家族に限ります(1人1枚)。

●用紙・答えの書き方 通常ハガキに二重ワクの文字をABC順に記入してください。記入事項はこのほか
 ①応募者の事業所名、②保険証の記号番号、③自宅住所、④自宅電話番号、⑤応募者氏名です。

●送り先 〒107-0051 東京都港区元赤坂1-5-26 東部ビル4階 東部ゴム健康保険組合

●締切 平成31年4月26日(金)必着

●当選者の発表 第134回の「けんぼクイズ」に掲載します。

●賞品 当選された10名の方に対し、記念品を直接お贈りします。

●第132回当選者【答え:アスリート】※敬称略・順不同
 八田羽雅代/小原教宏/尾形景子/小松将也/山崎彌代一/桑原秀安/宮崎芳高/櫻井敏子/市川愛望/渡辺かおる

知っておきたい
健保のしくみ

ご家族(被扶養者)が就職されたときなどは 健保組合に届出をお忘れなく!

健康保険では、被保険者だけでなく被扶養者として認められているご家族のみなさまにもさまざまな給付を行っています。しかし、被扶養者となっているご家族が次のようなケースに当てはまるときは、被扶養者ではなくなります。ご家族が被扶養者の資格にあてはまらなくなったら、「**被扶養者(異動)届**」に該当者の「**保険証**」を添え、該当した日から5日以内に当健保組合に届け出てください。

※「**高齢受給者証**」「**限度額適用認定証**」をお持ちの被扶養者は、あわせて返却してください。

たとえば、次の場合、被扶養者の資格からはずれます

就職・他の健保組合に加入した

- 被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。
- 短時間で働く被扶養者が、パート先で被保険者になった。

平成28年10月から、短時間で働く方(学生を除くパート・アルバイト等)が社会保険の加入対象となりました。下記すべてに該当する場合は勤め先の健康保険の被保険者となります。

- 雇用期間が1年以上見込まれる
- 1週間の所定労働時間が20時間以上
- 月の所定内賃金が88,000円以上
- 勤め先の従業員数が501人以上
(500人以下でも労使合意により適用拡大が可能)

仕送りをやめた・少なくした

- 別居している被扶養者への仕送りをやめたときや仕送り額が被扶養者の収入を下回った。

失業給付金を受給した

- 被扶養者が雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

75歳になった

- 被扶養者が75歳※になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。

※65~74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

収入額が変わった

- 被扶養者の年収が130万円※以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった。
- ※60歳以上または障害がある場合は年収180万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)。
- 共働き夫婦が子どもを共同で扶養する場合、被扶養者を扶養する被保険者の収入が配偶者より少なくなった(原則として年間収入が多いほうの被扶養者になる)。

別居した

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族※が、被保険者と別居した。
- ※被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(三親等内)は同居でなければ被扶養者として認定されません。

ご注意ください! 被扶養者でなくなった日から保険証は使用できません

被扶養者の資格がなくなると、当健保組合の保険証を使用することはできません。もし、誤って使用した場合には、当健保組合へ医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

7

6

保険料 月額表

(平成31年3月分保険料より適用)

■ 保険料率（一般保険料率・調整保険料率・介護保険料率）

事業主 負担率	49 1000	一般 保険料率	48.35 1000	左記の 内訳	基本 保険料率 27.3969 1000 特定 保険料率 20.9531 1000	調整 保険料率	0.65 1000
事業主介護保険料率		8.65 1000					
被保険者 負担率	49 1000	一般 保険料率	48.35 1000	左記の 内訳	基本 保険料率 27.3969 1000 特定 保険料率 20.9531 1000	調整 保険料率	0.65 1000
被保険者介護保険料率		8.65 1000					

■ 当健保組合の保険料月額表

標準報酬			報酬月額		保険料月額								
等級	月額	日額			一般保険料+調整保険料			介護保険料			合計		
					事業主	被保険者	合計	事業主	被保険者	合計	事業主	被保険者	合計
1	円 58,000	円 1,930	～	円未満 63,000	円 2,842	円 2,842	円 5,684	円 501.7	円 501.7	円 1,003.4	円 3,343.7	円 3,343.7	円 6,687.4
2	68,000	2,270	円以上	円未満 63,000～73,000	3,332	3,332	6,664	588.2	588.2	1,176.4	3,920.2	3,920.2	7,840.4
3	78,000	2,600		73,000～83,000	3,822	3,822	7,644	674.7	674.7	1,349.4	4,496.7	4,496.7	8,993.4
4	88,000	2,930		83,000～93,000	4,312	4,312	8,624	761.2	761.2	1,522.4	5,073.2	5,073.2	10,146.4
5	98,000	3,270		93,000～101,000	4,802	4,802	9,604	847.7	847.7	1,695.4	5,649.7	5,649.7	11,299.4
6	104,000	3,470		101,000～107,000	5,096	5,096	10,192	899.6	899.6	1,799.2	5,995.6	5,995.6	11,991.2
7	110,000	3,670		107,000～114,000	5,390	5,390	10,780	951.5	951.5	1,903.0	6,341.5	6,341.5	12,683.0
8	118,000	3,930		114,000～122,000	5,782	5,782	11,564	1,020.7	1,020.7	2,041.4	6,802.7	6,802.7	13,605.4
9	126,000	4,200		122,000～130,000	6,174	6,174	12,348	1,089.9	1,089.9	2,179.8	7,263.9	7,263.9	14,527.8
10	134,000	4,470		130,000～138,000	6,566	6,566	13,132	1,159.1	1,159.1	2,318.2	7,725.1	7,725.1	15,450.2
11	142,000	4,730		138,000～146,000	6,958	6,958	13,916	1,228.3	1,228.3	2,456.6	8,186.3	8,186.3	16,372.6
12	150,000	5,000		146,000～155,000	7,350	7,350	14,700	1,297.5	1,297.5	2,595.0	8,647.5	8,647.5	17,295.0
13	160,000	5,330		155,000～165,000	7,840	7,840	15,680	1,384.0	1,384.0	2,768.0	9,224.0	9,224.0	18,448.0
14	170,000	5,670		165,000～175,000	8,330	8,330	16,660	1,470.5	1,470.5	2,941.0	9,800.5	9,800.5	19,601.0
15	180,000	6,000		175,000～185,000	8,820	8,820	17,640	1,557.0	1,557.0	3,114.0	10,377.0	10,377.0	20,754.0
16	190,000	6,330		185,000～195,000	9,310	9,310	18,620	1,643.5	1,643.5	3,287.0	10,953.5	10,953.5	21,907.0
17	200,000	6,670		195,000～210,000	9,800	9,800	19,600	1,730.0	1,730.0	3,460.0	11,530.0	11,530.0	23,060.0
18	220,000	7,330		210,000～230,000	10,780	10,780	21,560	1,903.0	1,903.0	3,806.0	12,683.0	12,683.0	25,366.0
19	240,000	8,000		230,000～250,000	11,760	11,760	23,520	2,076.0	2,076.0	4,152.0	13,836.0	13,836.0	27,672.0
20	260,000	8,670		250,000～270,000	12,740	12,740	25,480	2,249.0	2,249.0	4,498.0	14,989.0	14,989.0	29,978.0
21	280,000	9,330		270,000～290,000	13,720	13,720	27,440	2,422.0	2,422.0	4,844.0	16,142.0	16,142.0	32,284.0
22	300,000	10,000		290,000～310,000	14,700	14,700	29,400	2,595.0	2,595.0	5,190.0	17,295.0	17,295.0	34,590.0
23	320,000	10,670		310,000～330,000	15,680	15,680	31,360	2,768.0	2,768.0	5,536.0	18,448.0	18,448.0	36,896.0
24	340,000	11,330		330,000～350,000	16,660	16,660	33,320	2,941.0	2,941.0	5,882.0	19,601.0	19,601.0	39,202.0
25	360,000	12,000		350,000～370,000	17,640	17,640	35,280	3,114.0	3,114.0	6,228.0	20,754.0	20,754.0	41,508.0
26	380,000	12,670		370,000～395,000	18,620	18,620	37,240	3,287.0	3,287.0	6,574.0	21,907.0	21,907.0	43,814.0
27	410,000	13,670		395,000～425,000	20,090	20,090	40,180	3,546.5	3,546.5	7,093.0	23,636.5	23,636.5	47,273.0
28	440,000	14,670		425,000～455,000	21,560	21,560	43,120	3,806.0	3,806.0	7,612.0	25,366.0	25,366.0	50,732.0
29	470,000	15,670		455,000～485,000	23,030	23,030	46,060	4,065.5	4,065.5	8,131.0	27,095.5	27,095.5	54,191.0
30	500,000	16,670		485,000～515,000	24,500	24,500	49,000	4,325.0	4,325.0	8,650.0	28,825.0	28,825.0	57,650.0
31	530,000	17,670		515,000～545,000	25,970	25,970	51,940	4,584.5	4,584.5	9,169.0	30,554.5	30,554.5	61,109.0
32	560,000	18,670		545,000～575,000	27,440	27,440	54,880	4,844.0	4,844.0	9,688.0	32,284.0	32,284.0	64,568.0
33	590,000	19,670		575,000～605,000	28,910	28,910	57,820	5,103.5	5,103.5	10,207.0	34,013.5	34,013.5	68,027.0
34	620,000	20,670		605,000～635,000	30,380	30,380	60,760	5,363.0	5,363.0	10,726.0	35,743.0	35,743.0	71,486.0
35	650,000	21,670		635,000～665,000	31,850	31,850	63,700	5,622.5	5,622.5	11,245.0	37,472.5	37,472.5	74,945.0
36	680,000	22,670		665,000～695,000	33,320	33,320	66,640	5,882.0	5,882.0	11,764.0	39,202.0	39,202.0	78,404.0
37	710,000	23,670		695,000～730,000	34,790	34,790	69,580	6,141.5	6,141.5	12,283.0	40,931.5	40,931.5	81,863.0
38	750,000	25,000		730,000～770,000	36,750	36,750	73,500	6,487.5	6,487.5	12,975.0	43,237.5	43,237.5	86,475.0
39	790,000	26,330		770,000～810,000	38,710	38,710	77,420	6,833.5	6,833.5	13,667.0	45,543.5	45,543.5	91,087.0
40	830,000	27,670		810,000～855,000	40,670	40,670	81,340	7,179.5	7,179.5	14,359.0	47,849.5	47,849.5	95,699.0
41	880,000	29,330		855,000～905,000	43,120	43,120	86,240	7,612.0	7,612.0	15,224.0	50,732.0	50,732.0	101,464.0
42	930,000	31,000		905,000～955,000	45,570	45,570	91,140	8,044.5	8,044.5	16,089.0	53,614.5	53,614.5	107,229.0
43	980,000	32,670		955,000～1,005,000	48,020	48,020	96,040	8,477.0	8,477.0	16,954.0	56,497.0	56,497.0	112,994.0
44	1,030,000	34,330		1,005,000～1,055,000	50,470	50,470	100,940	8,909.5	8,909.5	17,819.0	59,379.5	59,379.5	118,759.0
45	1,090,000	36,330		1,055,000～1,115,000	53,410	53,410	106,820	9,428.5	9,428.5	18,857.0	62,838.5	62,838.5	125,677.0
46	1,150,000	38,330		1,115,000～1,175,000	56,350	56,350	112,700	9,947.5	9,947.5	19,895.0	66,297.5	66,297.5	132,595.0
47	1,210,000	40,330		1,175,000～1,235,000	59,290	59,290	118,580	10,466.5	10,466.5	20,933.0	69,756.5	69,756.5	139,513.0
48	1,270,000	42,330		1,235,000～1,295,000	62,230	62,230	124,460	10,985.5	10,985.5	21,971.0	73,215.5	73,215.5	146,431.0
49	1,330,000	44,330		1,295,000～1,355,000	65,170	65,170	130,340	11,504.5	11,504.5	23,009.0	76,674.5	76,674.5	153,349.0
50	1,390,000	46,330		1,355,000円以上	68,110	68,110	136,220	12,023.5	12,023.5	24,047.0	80,133.5	80,133.5	160,267.0

※40歳以上65歳未満の被保険者は、一般保険料・調整保険料・介護保険料が徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者を有する40歳未満もしくは65歳以上の被保険者(特定被保険者という)については、介護保険料の徴収を行っています。

※賞与については、上限額が年間累計で573万円となり、一般保険料・調整保険料・介護保険料が徴収されます。